

令和 7 年度

第 6 回 定 例 教 育 委 員 会

我孫子市教育委員会

令和 7 年度 第 6 回 定例 教育 委員会 日程

日 時 令和 7 年 9 月 2 6 日（金） 午前 1 0 時から

場 所 教 育 委 員 会 大 会 議 室

日程第 1 会議録署名委員の指名
新山 訓代

日程第 2 議 案

議案第 1 号 我孫子市教育委員会職務権限規程の一部を改正する訓令
の制定について（総務課）

議案第 2 号 我孫子市指定文化財の指定について（文化・スポーツ課）

日程第 3 諸 報 告

目 次

議案第 1 号 我孫子市教育委員会職務権限規程の一部を改正する訓令の制定について	・ ・ ・ ・ 1
議案第 2 号 我孫子市指定文化財の指定について	・ ・ ・ ・ 5

議案第 1 号

我孫子市教育委員会職務権限規程の一部を改正する訓令の制定について

我孫子市教育委員会職務権限規程の一部を改正する訓令を次のように制定する。

令和 7 年 9 月 2 6 日 提出

我孫子市教育委員会

教育長 丸 智 彦

提案理由

我孫子市教育委員会職務権限規程について、人事関係の決裁(専決)事項に部分休業を定め、育児休業と同様の専決区分とするほか、条文を整備するため、提案するものです。

我孫子市教育委員会職務権限規程の一部を改正する訓令

我孫子市教育委員会職務権限規程（平成元年教育委員会訓令第２号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
目次 第１章及び第２章 略 第３章 各職位の職務権限（第12条—第31条） 附則 （用語の定義） 第２条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。 （1）から（24）まで 略 （25） 文書 我孫子市教育委員会文書管理規程（平成７年教育委員会訓令第１号）第１条の２第１号に規定する文書をいう。 （新しい業務の処理） 第29条 別表第１及び別表第２に定められた権限事項以外の業務であつても、専決事項に準じ処理してよいと類推されるものは、あらかじめ上級の職位の承認を得て専決することができる。 別表第１（第26条関係） 共通専決事項	目次 第１章及び第２章 略 第３章 各職位の職務権限（第12条—第29条） 附則 （用語の定義） 第２条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。 （1）から（24）まで 略 （25） 文書 我孫子市教育委員会文書管理規程（平成７年訓令第１号）第１条の２第１号に規定する文書をいう。 （新しい業務の処理） 第29条 別表に定められた権限事項以外の業務であつても、専決事項に準じ処理してよいと類推されるものは、あらかじめ上級の職位の承認を得て専決することができる。 別表第１（第24条関係） 共通専決事項

(1) 人事関係

決裁（専決）事項	専決区分					備考及び合議先
	教育長	教育総務部長	部長	総務課長	課長	
略						
休業等承認	略					
	育児休業及び部分休業				○	市長事務局
	略					
承認	略					
略						

(2) 及び (3) 略

(4) 諸務関係

決裁（専決）事項		専決区分			備考及び合議先
		教育長	部長	課長	
略					
附属機関に対する諮問事項の決定		○			総務課
略					
会議	部内会議			○	教育長の
	部外会議		○		出席を要

(1) 人事関係

決裁（専決）事項		専決区分					備考及び合議先
		教 育 長	教 育 総 務 部 長	部 長	総 務 課 長	課 長	
略							
休業等 の承認	略						
	育 児 休 業				○		市 長 事 務 部 局
	略						
略							

(2) 及び (3) 略

(4) 諸務関係

決裁（専決）事項		専決区分			備考及び合議先
		教育長	部長	課長	
略					
付属機関に対する諮問事項の決定		○			総務課
略					
会議	部内会議			○	・教育長
	部外会議		○		の出席を

の 招 集 ・ 案 件 の 決 定	事務局会議	○			する会議 は総務課
	<u>附属機関会議</u>	○			
	略				

別表第 2（第27条関係）

個別専決事項

1 の表及び 2 の表 略

の 招 集 ・ 案 件 の 決 定	事務局会議	○			要する会 議は総務 課
	<u>付属機関会議</u>	○			
	略				

別表第 2（第25条関係）

個別専決事項

1 の表及び 2 の表 略

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

議案第 2 号

我孫子市指定文化財の指定について

我孫子市文化財の保護に関する条例第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり我孫子市指定文化財に指定する。

令和 7 年 9 月 2 6 日 提出

我孫子市教育委員会

教育長 丸 智 彦

提案理由

延命寺仏像（木造虚空蔵菩薩坐像以下 4 軀）及び旧布佐観音堂仏像（木像馬頭観音坐像 1 軀）については、我孫子市文化財の保護に関する条例第 1 8 条第 2 項の規定による我孫子市文化財審議会の答申を得たことから、同条例第 4 条第 1 項の規定に基づき我孫子市指定文化財に指定するため、提案するものです。

我孫子市第 2 3 号指定文化財

1 種別

有形文化財（彫刻）

2 名称

木造虚空蔵菩薩坐像（虚空蔵堂本尊）

3 所在地

我孫子市布佐 2 3 1 8（布佐延命寺）

4 所見

別紙調書参照

我孫子市第 2 4 号指定文化財

1 種別

有形文化財（彫刻）

2 名称

木造虚空蔵菩薩坐像（虚空蔵堂本尊前立）

3 所在地

我孫子市布佐 2 3 1 8（布佐延命寺）

4 所見

別紙調書参照

我孫子市第 2 5 号指定文化財

1 種別

有形文化財（彫刻）

2 名称

木造薬師如来坐像（本堂本尊）

3 所在地

我孫子市布佐 2 3 1 8（布佐延命寺）

4 所見

別紙調書参照

我孫子市第 2 6 号指定文化財

1 種別

有形文化財（彫刻）

2 名称

木造如来坐像（虚空蔵堂所在）

3 所在地

我孫子市布佐 2 3 1 8（布佐延命寺）

4 所見

別紙調書参照

延命寺仏像文化財指定調書

1) 種別

有形文化財（彫刻）

2) 名称及び員数

ア) 木造虚空蔵菩薩坐像（虚空蔵堂本尊） 1 躯

イ) 木造虚空蔵菩薩坐像（虚空蔵堂本尊前立） 1 躯

ウ) 木造薬師如来坐像（本堂本尊） 1 躯

エ) 木造如来坐像（虚空蔵堂所在） 1 躯

3) 所在の場所

布佐延命寺

4) 年代

ア) 江戸時代後期

イ) 室町時代後期～江戸時代前期

ウ) 江戸時代前期～中期

エ) 江戸時代前期

5) 各像の概要と所見

ア) 木造虚空蔵菩薩坐像（虚空蔵堂本尊） 1 躯の概要

像高 28.2 cm。頭部を前傾し、右手は右膝上で宝剣を執り、左手は掌を仰いで宝珠を持ち、右足を上にして蓮華座上に結跏趺坐する。頭頂に髻を結い上げて



宝冠を戴き天冠台をつける。上半身に覆肩衣・衲衣をまとい、下半身に裙を着す。胸飾をつける。構造は一木造で、頭体幹部は一材から彫出し、両手首先、右腰部、膝前にそれぞれ別材を寄せる。膝前材底部には三角形の浅い内刳を三箇所にする。像表面の漆箔及び頭髪の群青彩は近代の補修によるもので、金箔に厚く覆われているために現状の面部や衣文などは形状が曖昧となっている。宝冠・天冠台・白毫・胸飾・持物も後補。



作行や構造から制作時期は江戸時代後半とみられる。虚空蔵堂中央の厨子内に安置され、通常は秘仏として厨子は閉扉される。

イ) 木造虚空蔵菩薩坐像（虚空蔵堂本尊前立） 1 軀の概要



像高 22.3 cm。右手に剣、左手に宝珠を持って蓮華座上に結跏趺坐する。頭頂に髻を結びあげ天冠台をつけ、上半身に覆肩衣と衲衣をまとい下半身に裙を着して胸飾をつける。基本的に本尊像と同様の姿であるが、本像は宝冠を被らないという違いがある。近代の補修により像と台座蓮肉部が固く接着されていて分離できない。また像全体が厚い金箔に覆われているために、構造把握が困難だが、頭体幹部は一材からなり、襟元で差首とし、面部は耳前で前後に割り矧ぐ

とみられる。玉眼を嵌入する。両手首先、膝前、右腰部に別材を寄せる。面長な顔の輪郭、切れ長で吊り上がった目、太い鼻梁、着衣の形式、整理された衣文などから、制作年代は室町時代後期から江戸時代前期に位置付けられる。虚空蔵堂本尊像の中央厨子の前に置かれた小厨子内に開扉した状態で安置されている。

ウ) 木造薬師如来坐像（本堂本尊） 1 軀の概要

像高 28.5 cm。腹前で定印を結んでその上に薬壺を載せて蓮華座上に結跏趺坐する。上半身には覆肩衣と衲衣を着し下半身に裙を着す。通形の薬師如来像は右手は五指を伸ばす施無畏印をあらわし左手に薬壺を持つが、本像のように定印に薬壺を載せた像は「定印薬師像」呼ばれる。本像は近代の修復による像表面全体を厚い金箔が覆うが、面部は頬に張りがあり伏目がちながら目尻の吊り上がった目や肉づきの良い顎などに力強さがみられる。



衣文は流麗さもあるが形式的に整理されており彫りにも硬さがある。玉眼嵌入。構造は寄木造で、頭体幹部は前後二材で耳後で矧ぎ寄せ、三道下で差首とする。両肩から左右腰部にそれぞれ別材を寄せ、膝前とその上部にあたる両臂先から両手印相部および薬壺部分もそれぞれ別材だが、ともに近代の修理により新補とみられる。

面部や衣文の表現、構造などから像の制作年代は江戸時代前期から中期頃と推測される。



明治 21 年（1888）の什器帳に「薬師如来、木仏坐像壺体、但御丈ケ一尺、作人杉山宗哲、求主拾壺世麟応」と記されている。この杉山宗哲については飯白和子氏による報告があり（注）、宗哲は布佐村の仏師杉山家の家督を継いだ仏師で、文化 14 年（1817）ごろの生まれという。このことから明治の什器帳の記載は

修理を意味するものであろう。なお本像の旧厨子には文久元年（1861）大仏師与七の銘があり、こちらは厨子の制作の記録とみられるが、宗哲による像の修理もこのときの可能性が高い。さらに本像は昭和 61 年（1986）の本堂改築落慶にあわせて行われた修理で現状の姿となった。通形の薬師像と比較すると定印薬師像の作例は稀少だが千葉県内にも作例が複数現存する。本像は数回の修理を経るなかで印相部も新補されているため、当初の像容は不明。

（注）飯白和子「幕末から戦前にかけて布佐で活躍した仏師たち—杉山林哲・宗哲・高野光慶とその後継者—」（『我孫子史研究』2 号、2021 年）

エ）木造如来坐像（虚空蔵堂所在） 1 軀の概要

像高 17.4 cm。左手を左腿上に置き、右足を上にして結跏趺坐する如来形の坐像。右肩から先と左手首先を欠失しているため尊格不明。全体的に端正に整えられ、眼の見開きが浅い穏やかな表情や流麗な衣文は平安時代後期に広く普及した定朝様を継承しているが、衣文の彫りには硬さもみられる。また地髪部前

面が低く髪際が額中央部でわずかに下がる点、面部の輪郭、膝前の奥行きを大きくとる点などから、江戸時代前期の復古作とみられる。構造は頭体幹部を一材から彫出する一木割刳造で、三道下で差首。玉眼を嵌入する。



左右腰部、膝前、裾先にそれぞれ別材を寄せる。像底は布張のうえに漆塗。像底の体部背面側中央に柄穴があり、台座と固定するとみられる。後補の水晶製白毫嵌入。肉髻珠欠失。現状の像表面は肉身部を漆箔、衣部は黒漆塗とするが、衣部には漆の下に彩色や金泥による唐草等の文様の痕跡がみられる。



6) 所見

明治期の『寺院明細帳』に記載される寺伝によれば、延命寺は文禄 2 年（1593）3 月の創建で、開山は忠変僧都という。寛永 7 年（1630）の検地記録や翌 8 年起草の過去帳が存在するため、17 世紀半ば以前に同寺が建立されていたことは確かである。貞享元年（1684）に規模は不明ながら罹災するも元禄 4 年（1691）には復興され、宝暦 12 年（1762）第五世権大僧都隆宣の時代には伽藍は虚空蔵堂、釈迦堂、観音堂、客殿、庫裡、惣門から構成されており寺勢が隆盛していた様子がうかがえる。その後、安永 3 年（1774）に再度火災に遭い、虚空蔵堂・釈迦堂が焼失したが像は救出されたと伝えられ、天明 3 年（1783）に虚空蔵堂は再建されている。しかし明治 37 年（1904）4 月 23 日の布佐の大火で虚空蔵堂は類焼し、さらに関東大震災による工事中の倒壊を経て、昭和 8 年（1933）に現堂が建立され今に至っている。一方、現在の本堂は明治 15 年（1882）建立の薬師堂を前身とし、昭和 61 年（1986）に改築落慶した。

このように延命寺は幾度となく罹災しているが、その度に復興して現在に至っていることは、創建から現在まで絶え間なく信仰を集めてきた証左である。そしてその同寺の信仰の中心を占めてきたのが虚空蔵菩薩信仰であり、ア) 木造

虚空蔵菩薩坐像およびイ) 木造虚空蔵菩薩坐像はその拠り所の像として今に伝来している。虚空蔵菩薩信仰は奈良時代から国内での信仰が広がっていくが、我孫子では近世に民間信仰としても大いに流行している。したがって本像は我孫子における虚空蔵信仰のあり方を考える上で非常に重要な存在といえる。制作年代は前立像であるイ) 像が本尊よりも先行するが、その経緯は同寺虚空蔵堂の罹災・再建や本尊の秘仏化を考慮すれば様々なケースがあり得るだろう。ついで、天明4年(1784)の『什物改帳』には「本尊薬師如来、隆宣細色」とあり、この頃の同寺本尊として薬師如来像も祀られており、宝暦年間の第五世隆宣の時代に彩色が施されたという。つまりこの薬師像の造立自体は隆宣の時代を遡る可能性が高い。そして同寺は天明の再建以後、虚空蔵信仰に加えてこの薬師像の眼病治癒の効験でも広く信仰を集めるようになったとされている。この薬師像に該当するのがウ) 木造薬師如来坐像である。ウ) 像は複数回補修を経ているために当初の像容に未詳な部分が多いが、定印に薬壺を載せるという通形ではないやや特殊な本像は、病に苦しみたしかな治癒の効験を求めて参拝する数多の人々に信仰されてきた。

また『寺院明細帳』には「阿弥陀堂、本尊阿弥陀如来但木像、由緒、此阿弥陀ハ当寺七世隆宣法印守本尊ニシテ宝暦年中堂宇ヲ結ビ安置セリ」とあり、かつて寺内にあった阿弥陀堂及び阿弥陀像についての記述がある。『我孫子市史 民俗・文化財篇』(1990年、以下『市史』)では、延命寺が文政6年(1823)成立の「総州六阿弥陀詣」の二番札所だったことから(現在も境内に石碑あり)、この阿弥陀堂の像が札所の本尊に当たると推測している。さらに『市史』では、現虚空蔵堂須弥壇内部に安置されている破損仏群の中に像高23.5cmの阿弥陀像があり、それが上記阿弥陀像に該当するとも述べている。

令和6年11月29日実施の調査において同須弥壇内部からエ) 木造如来坐像があらためて確認された。エ) 像の像高は17.4cmと計測されており、『市史』の指摘した像とは大きさに約6cm程の違いがあるものの、他に該当する如来像は見当たらないため、ひとまず両者は同一とみてよいと思われる。

本像は現状で両手先を失っているために阿弥陀如来と断定することはできないが、江戸時代前期の復古作として作行に優れており、阿弥陀像であったとすれば同寺中興の隆宣の守本尊の伝承や総州六阿弥陀札所本尊として相応しい

出来栄えの像といえる。

延命寺の信仰は布佐を拠点にして幅広い地域に波及しており、ア)～エ)いずれの像もその信仰の歴史を今に伝える重要な作例であり、我孫子市の有形文化財として貴重である。(眞田尊光)

我孫子市第 2 7 号指定文化財

1 種別

有形文化財（彫刻）

2 名称

木造馬頭觀音坐像

3 所在地

我孫子市布佐 2 3 1 8（布佐延命寺（旧布佐觀音堂））

4 所見

別紙調書参照

旧布佐観音堂仏像文化財指定調書

1) 種別

有形文化財（彫刻）

2) 「名称及び員数

木造馬頭観音坐像 1 軀

3) 所在の場所

布佐延命寺（旧布佐観音堂）

4) 年代

江戸時代中期

5) 像の概要と所見

木造馬頭観音坐像 1 軀の概要



像高 22.3 cm、三面三目八臂。頭上に馬頭面を戴き、本面は開口した忿怒相をあらわし、胸前で左右第一手は馬口印を結び、蓮華座上に右足を上にして結跏趺坐する。頭髪は炎髪で天冠台をつける。左右脇面も忿怒相をあらわすがいずれも口は閉じる。上半身には覆肩衣と衲衣をまとい、下半身に裙を着す。胸飾をつける。脇手は、右第二手は持物欠失（宝剣か）、第三手は鉞斧を執り、第四手は与願印を合わす。左第二手は持物欠失（輪宝か）、第三手は宝棒を持ち、第四手は羂索を執る。

像の構造は、頭体幹部を一材から彫出し、本面は頭上の馬頭面までを含めて彫出した別材を矧ぎ、左右脇面も別材でつくり本面の鬘髪の後ろそれぞれ矧ぐ。左右腰部に

三角材を矧ぎ、膝前に一材を矧ぐ。三道下で差首とし、本面三眼に玉眼を嵌入する。脇面はいずれも彫眼。体幹後方材の背面側には襟下部から腰部に至る大



きさの背面材を矧ぎつけ、同材の左右側面に穿たれた丸穴に脇手が挿入されている。体幹材の前面側底部は内刳されるが、この内刳は像を台座に固定するための柄穴の役割をなしており、台座蓮肉部中央内部から一部を突出した石材が柄の代りになっている。石材は大部分が台座内部に埋め込まれており、現状では詳細不明。像表面は後世の補修により肉身部を



漆箔、それ以外を古色仕上げとする。制作年代は江戸時代中期とみられる。

6) 所見

本像を主尊として祀ってきた布佐観音堂は『我孫子市史 民俗・文化財篇』（1990 年、以下『市史』）によれば創建の時期は不明とされるが、安永 4 年（1775）設立の相馬霊場には第 58 番札所とされているため、それ以前の建立になるのはたしかであろう。現在の堂宇は昭和 34 年（1959）の再建であり、当初の堂は現在地よりも南東に位置していた。

江戸時代、銚子沖で採れた魚は利根川水運を利用して輸送されたが、布佐河岸でいったん陸上げされて松戸河岸までの約 8 km は通し馬で陸路を運搬し、その経路は鮮魚街道（なまみち）と呼ばれた。そのため、布佐観音堂は鮮魚街道の運搬に貢献した数多の馬たちを供養するために街道の起点に建立され、その主尊として馬頭観音像が祀られたと考えられる。馬頭観音信仰は奈良時代には日本に流入し、中世になると六観音の一尊として普及したが、近世には六道のうち畜生道を司る菩薩として民間信仰が広がって、家畜の守護神としての性格を備えるようになり、とくに馬の供養のために石仏や石碑の造像が盛んとなった。今回（令和 6 年 9 月 6 日）の調査で、本像の台座内部に石が埋め込まれており、その一部が像と台座を固定するための柄になっているということが明らかとなったが、この石ももとは馬頭観音の石仏や馬の供養碑の一部である可能性が考えられる。

さて、当初の観音堂は明治 3 年（1870）の利根川決壊によって破壊されたが、堂内の仏像は回収されたという。ただし本像はこの時は出開帳に出ていたので水害を免れたとも伝えられている。大正 3 年（1914）ごろの利根川堤防改修工事にあわせて、前年に現在地への移転が進められて民家の建物を仮堂とした。その後地元の人々や東京魚河岸の鮮魚商の寄進により、ようやく昭和 34 年に現在の観音堂が建造されたのであった。本像は江戸時代のある時期から秘仏とされ、現代でも昭和 48 年（1973）ごろから年一回 4 月 21 日の御開帳が恒例となり、毎回多くの参詣者があったという。

観音堂は平成 23 年（2011）の東日本大震災で多大な被害を受け、地元住民の尽力による応急処置で凌いできたが、倒壊が懸念されるために令和 6 年度に解体された。そこで本像をはじめとする堂内の諸像は令和 6 年秋に近隣の延命寺に移坐され保管されている。

本像は江戸時代から現在まで地域の人々を中心にして篤く信仰されてきた馬頭観音である。本像は布佐を起点とした鮮魚街道と通し馬の歴史を物語る貴重な有形文化財であり、とくに観音堂が解体された今となってはその存在は非常に重要である。（眞田尊光）